

2 1 国 際 第 8 4 7 号

関税割当公表第63号の3

平成21年度下期の雑豆の関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いているかないか又は割ってあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの（以下「雑豆」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成21年12月9日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

ア えんどう及びそら豆 16,050トン

イ いんげん豆及びその他の豆 16,050トン

（小豆、えんどう及びそら豆を除く。）

2 通関期限 平成22年3月31日

第2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 平成21年12月16日（水）から同年12月18日（金）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

平成21年度下期の雑豆の関税割当について（平成21年9月10日付け21国際第567号関税割当公表第63号）第5の1の資格による割当てを受けており、平成21年度内に当該割当数量の全量を通関することが確実である者

第5 割当基準

申請者に対する割当数量は、豆ごとの申請数量に基づき、当該申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して割り当てるものとする。

第6 提出書類等

関税割当申請書に添付すべき書類、関税割当証明書の発給、その他関係事項に関しては、平成21年度下期の雑豆の関税割当てについて（平成21年9月11日付け21国際第567号関税割当公表第63号）による。